

福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県は、東日本大震災及び原子力災害により福島県外で避難生活を送っている者（以下「県外避難者」という。）が避難先で安心して暮らし、帰還や生活再建につながるよう、避難先の地域において法人又は団体が県外避難者の課題等を踏まえて実施する場合、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 補助金の対象となる「法人又は団体」は、別表第1に掲げる事業の実施主体とし、事業の執行に係る最終責任を持つ者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件等は、別表第2に定めるところによる。

- 2 別表第3の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の補助額とする。
- 3 補助対象者は、補助事業を実施する者とする。
- 4 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を希望する前条第3項のものは、別に定める「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金に係る事業提案書」を交付申請前の知事が定める日までに提出しなければならない。

- 2 規則第4条第1項の申請書は、「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金交付申請書」（第1号様式）とし、これに「反社会的勢力排除に関する誓約書」（第2号様式）、「誓約書」（第3号様式）及びその他必要な書類を添付して、知事が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、別に定める選定委員会の審査及び選定を経た上で、当該交付決定（一部減額交付又は交付しないことの決定を含む。）を行う。

- 2 知事は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。
- 3 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、当該補助事業者に対して、その旨を通知するものとする。

(申請取下げ)

第6条 補助金の交付を申請したものは、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(事業の軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助金額の増額を伴わない補助対象経費の20%以内の変更をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更承認の申請)

第8条 第5条の規定により交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容又は経費の配分の変更（知事が軽微な変更と認めたものを除く。）その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書」（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更承認通知書により通知する。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金概算払請求書」（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払を行うものとする。

(状況報告)

- 第 10 条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金完了報告書」（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 11 条 補助事業者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日、又は補助金交付年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金実績報告書」（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

- 第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨及び第 5 条第 2 項の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して額の確定通知書により通知する。

(補助金の交付の請求)

- 第 13 条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、当該通知の受領後、「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金交付請求書」（第 8 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、補助金を交付する。

(会計帳簿等の整備等)

- 第 14 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5 年間保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

- 第 15 条 法人又は団体は、規則第 4 条第 1 項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第 13 条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の取得財産等について、「取得財産等管理台帳」(様式第 10 号)を備えて管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の取得財産等があるときは、第 11 条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表(様式第 11 号)を添付しなければならない。
- 4 知事は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の取得財産等とする。

- 2 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、被災者支援総合交付金交付要綱(復興庁)第 25 条第 2 項に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(第 12 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が完了した場合に残存する取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械器具、仮設物、材料等の残存物件があるときは、知事の承認を受けて事業完了後同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該残存物件の価格に補助率を乗じて得た金額を福島県に納付しなければならない。

(補助金の返還)

第19条 知事は、補助事業者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補足)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

<p>法人又は団体</p>	<p>補助金の趣旨に合致する活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織、協同組合等の非営利組織（以下「組織」という。）であって、次に掲げる要件に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。 2 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。 3 活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること。 4 市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。 5 情報開示がなされていること、又は補助事業の取組期間中に情報開示がなされること。 6 継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。 7 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。 8 監査体制を始め、収入・支出決裁者、通帳管理者、経理担当者等が明確に定められており、会計処理を適正に行うことができること。 9 組織、組織の構成員及び組織が行う事業に関係する一切の者が、暴力団、暴力団員、元暴力団員等を始めとする反社会的勢力と一切の関係がないこと。 ※ 暴力団：暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に該当する行為、個人、構成員及び団体。 反社会的勢力：「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。 10 個人情報情報の漏えい、滅失及び毀損の防止など、個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。 11 組織が所在（活動）する自治体、地域と連携が図れること。
---------------	--

別表第2（第3条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>下記の要件を満たす事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人又は団体が県外避難者を対象に行う支援事業で、県外避難者が避難先において安心して暮らし、帰還や生活再建等に資する事業であること。
---------------	--

	<p>2 申請団体の所在地域又は通常の活動地域において、県外避難者を対象に行われる支援事業であること。</p> <p>3 補助事業終了後も継続して実施される事業であること。</p> <p>4 法人又は団体が実施主体となる事業であること。</p> <p>5 福島県、同県内の市町村、同県外の地方公共団体及び国の補助制度により、当該事業の経費が補助されていない事業であること。</p> <p>6 別表第3第2欄に定める対象経費が、300千円以上であること。ただし、交付決定後のやむを得ない事情により、補助対象経費が300千円未満となる場合を除く。</p> <p>7 事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。</p>
--	---

別表第3（第3条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>事業費は1事業当たり350万円を上限とする。</p> <p>ただし、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業については、上記の額に知事が認める額を加算する。</p>	<p>事業の実施に直接必要となる報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費のうち、知事が必要と認める経費。</p> <p>なお、実施主体の運営に係る経費は対象外。</p>	<p>10 / 10 以内</p>